

令和3年4月27日

保護者様

東峰村立東峰学園
校長 梶原 秀昭

「自転車損害賠償保険」等への加入について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、福岡県では、「自転車の安全で適正な利用に関する条例（自転車安全利用条例）」が改正され、令和2年10月1日より県内で自転車を利用される方は「自転車損害賠償保険」等への加入が義務となりました。

つきましては、「自転車損害賠償保険」等への加入状況を確認させていただきたいと思っておりますので、下記の「『自転車損害賠償保険』等への加入確認票」に必要事項をご記入の上、5月6日（木）までに担任へご提出くださいますようお願いいたします。

記

-----切り取り-----

「『自転車損害賠償保険』等への加入確認票」

児童・生徒名 年 組 番（ ）

保護者名（ ）

次の3つのいずれかにあてはまるものに○をつけてください。

- 1 「自転車損害賠償保険」等へ加入している。
- 2 「自転車損害賠償保険」等へ加入する予定である。（ 月頃）
- 3 「自転車損害賠償保険」等へ加入しない。

ご協力ありがとうございました。